

令和 6 年 1 月 25 日
財 務 省

令和 6 年能登半島地震により被災された塩事業者の皆様へ

この度の令和 6 年能登半島地震により被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。

今般、被災された塩事業者に係る届出等について、以下のとおり弾力的に取り扱うこととしました。

1. 対象地域

令和 6 年能登半島地震に際し、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害発生市町村の区域

2. 取扱いの概要

- （1）事業の廃止、承継又は変更の届出について、被災により届出書の提出が困難な場合には、一定の期間、届出書の提出を猶予することとします。
- （2）例年、財務局及び税関を通じて報告を求めている塩需給見通し及び塩需給実績について、被災により報告書の提出が困難な場合には、当面の間、報告書の提出を猶予することとします。

詳しくは、最寄りの財務局及び税関までお問い合わせ下さい。

各 財 務 (支) 局 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
各 税 関 長
沖 縄 地 区 税 関 長 殿

財務省理財局長 奥 達 雄

令和 6 年能登半島地震に伴う塩製造業等にかかる届出等の取扱いについて

令和 6 年能登半島地震に伴う塩製造業者、特殊用塩等製造業者、塩特定販売業者、特殊用塩特定販売業者及び塩卸売業者（以下「塩製造業者等」という。）からの各種届出等の取扱いについては、塩製造業者等の事務負担の軽減を図る観点から、塩事業法（平成 8 年法律第 39 号。以下「法」という。）、塩事業法施行令（平成 8 年政令第 216 号）、塩事業法施行規則（平成 8 年大蔵省令第 45 号。以下「規則」という。）、原本還付請求関係告示（平成 29 年財務省告示第 181 号）、塩製造業者登録等取扱要領（平成 12 年 12 月 27 日付蔵理第 4559 号大蔵省理財局長通達）、塩卸売業者登録等取扱要領（平成 12 年 12 月 27 日付蔵理第 4560 号大蔵省理財局長通達）、塩特定販売業者登録等取扱要領（平成 12 年 12 月 27 日付蔵理第 4561 号大蔵省理財局長通達）及び報告徴収等事務取扱要領（平成 12 年 12 月 27 日付蔵理第 4562 号大蔵省理財局長通達）によるほか、当分の間、下記により取り扱われたい。

なお、下記の取扱いについては、今後被災の状況等を踏まえて必要に応じて見直すこととし、取扱いの終了時期については別途指示する。

記

1. 対象地域

令和 6 年能登半島地震に際し、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害発生市町村の区域

2. 塩製造業等の廃止、承継及び変更の届出

令和 6 年能登半島地震によって事務所、製造場、営業所又は貯蔵所が滅失又は毀損したことその他やむを得ない事情により以下の規定に基づく廃止、承継及び変更に係る届出の提出が困難な塩製造業者等については、令和 6 年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和 6 年政令第 5 号）第 4 条で定める日までの間、各種届出書の提出を猶

予することができるものとする。

【塩製造業者】

- ・ 法第 8 条及び規則第 8 条（承継）
- ・ 法第 9 条、規則第 9 条及び第 9 条の 2（変更）
- ・ 法第 12 条及び規則第 11 条（廃止）

【特殊用塩等製造業者】

- ・ 法第 15 条第 2 項及び第 3 項並びに規則第 12 条第 3 項及び第 4 項（変更及び廃止）

【塩特定販売業者】

- ・ 法第 17 条及び規則第 15 条（承継、変更及び廃止）

【特殊用塩特定販売業者】

- ・ 法第 18 条第 2 項及び第 3 項並びに規則第 16 条第 3 項及び第 4 項（変更及び廃止）

【塩卸売業者】

- ・ 法第 20 条及び規則第 19 条（承継、変更及び廃止）

3. その他

法第 3 条第 4 項の規定に基づき、財務局長若しくは福岡財務支局長又は税関長（以下「財務局長等」という。）から塩製造業者等に対し求めている塩需給見通し策定のための製造等見込数量の報告及び法第 30 条第 1 項の規定に基づき財務局長等から塩製造業者等に対し求めている製造等実績数量の報告については、塩製造業者等の被災状況等を十分に把握した上で報告を求めることとし、令和 6 年能登半島地震によって事務所、製造場、営業所又は貯蔵所が滅失又は毀損したことその他やむを得ない事情により提出することが困難な場合には、当面の間、猶予することができるものとする。

また、その他塩製造業者等からの各種申請等については、塩製造業者等の事務負担軽減に資するとの本通達の趣旨を踏まえ、弾力的に取り扱うとともに、本通達の適用に際して疑義が生じた場合には本省たばこ塩事業室と協議するものとする。